

# 仮申請で

スマートフォン・パソコンからできるのん!



裾野 住所変更 仮申請 検索

## 転入・転居・転出

裾野市外から裾野市へ引っ越し

裾野市内から裾野市内へ引っ越し

裾野市から裾野市外へ引っ越し



### お引っ越し手続きの待ち時間を短縮できます!

**※注意**  
仮申請のみでは各お手続きは完了しません。  
市役所または各支所にお越しいただく必要があります。  
申請の前に裏面の注意事項を確認してください。

#### 仮申請とは

事前にお引っ越しに関する住所情報等を申請していただくことで、あらかじめ ①窓口で必要な申請書に情報を入力して市役所で発行 ②システム等の処理準備を行う ことにより、お手続き当日の待ち時間を短縮するサービスです。

**転入（新規）**  
裾野市に引っ越しして新たな世帯をつくる

**転居（世帯全員）**  
世帯全員が裾野市内の別住所へ引っ越し

**転出（世帯全員）**  
世帯全員が裾野市外へ引っ越し

**転入（編入）**  
既に裾野市にある世帯の中に引っ越し

**転居（世帯の一部）**  
世帯の一部が裾野市内の別住所へ引っ越し

**転出（世帯の一部）**  
世帯の一部が裾野市外へ引っ越し

# 住所変更 仮申請サービスについて（注意事項）

## ◎仮申請ができる要件

- ①申請は申請日を含め**3日前（ただし土・日・祝日、年末年始を含まない）**までに行う必要があります。
- ②申請は届出日（窓口にお越しになる日）の14日前から行うことができます。
- ③申請者は**本人または世帯員（引っ越し前）**に限ります。

※**代理人による窓口のお手続きはできません。**また、世帯員かどうかはお手続き時点で判断します。

お手続き前（引っ越し前）に世帯員の方 → 世帯員に当たるため仮申請可

お手続き後（引っ越し後）に世帯員の方 → **代理人に当たるため仮申請不可**

## ◎注意

- ①仮申請サービスは裾野市の独自サービスです。転入元及び転出先の市区町村で同様のサービスを行っているかはそれぞれの自治体にお問合せください。
- ②仮申請のみではお手続きは完了しません。市民課または各支所窓口でのお手続きが必要です。
- ③仮申請サービスにより待ち時間の短縮ができますが、待ち時間がゼロになる訳ではありません。ただし、仮申請をご利用いただいた方は裾野市独自の優先方式で市民課窓口のお手続きをさせていただきます。
- ④転入（裾野市外から裾野市内への引っ越し）と転居（裾野市内から裾野市内への引っ越し）は**実際の引っ越しが完了してからのみお手続きができます。**（届出日より未来の日付を指定してのお手続きはできません。）

## ◎入力内容の不備等について

一度申請をいただくと取り下げることができません。取り下げはできませんが、仮申請だけでは住所情報等を変更することはありませんので、住民税や国民健康保険等の手続きを含め、一切影響はありません。

### 1. 軽微な不備の場合

例：『100番地』とするところを『101番地』とした。

例：『太郎』とするところを『太朗』とした。

窓口でのお手続きの際にお話を伺いながら修正します。再申請や事前連絡は不要です。

### 2. 大きな不備の場合

例：住所が全く違う。

事前の準備ができませんので、お手数ですが再申請をお願いします。市役所では新しい申請を正として事前準備を行います。

### 3. 文字が入力できなかった場合

一部の漢字を入力した際にエラーが表示されます。その場合は入力可能な字に置き換えて入力してください。窓口で正しい漢字に差し替えます。事前連絡等は不要です。

### 4. 変更などがあった場合にご連絡をいただきたいもの

- ・窓口にお越し頂く予定日が変わった場合
- ・申請後にお引越しが取りやめになった場合

※連絡の有無に関わらず受領した申請内容については一定の期間後に破棄します。

## ◎その他

- ・住民異動（引っ越し）した際には14日以内に住居地に届け出る必要があります。
- ・申請されたデータは入力された届出日（予定日）から14日の経過をもって削除します。
- ・内容に照会事項があった場合に申請時に入力いただいたメールアドレスに連絡をさせていただきます。
- ・婚姻など戸籍の届出も同時に行う場合は戸籍の手続きにお時間がかかるため短縮の効果は小さくなります。
- ・入力フォームのメンテナンスや改修のため、予告なく仮申請の受付を停止することがあります。